

19 緊急通報・災害への備え

1 重度身体障害者等の緊急通報（ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業）

<p>重度身体障害者だけの世帯の方で、緊急の事態が発生したときに、通報装置のボタンを押すと、24時間体制で助けを求めることができるサービスです。</p>	
1. 対象者	<p>次のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 市内に住所を有している方</p> <p>(2) 身体障害者手帳1・2級を所持する障害者だけの世帯</p> <p>(3) 日常生活上、注意を要する状態にある方</p>
2. 申請先	<p>(市) 障害福祉課 ～ 市役所低層棟1階 ☎65-4147</p>

2 聴覚障害者ファックス緊急通報システム

<p>火災・救急時に電話による119番通報が困難な聴覚障害者の方が（市）障害福祉課へ登録いただくと、緊急時、迅速な対応が可能となります。</p>	
1. 対象者	<p>市内在住の聴覚障害3級以上の方</p>
2. 申請先	<p>(市) 障害福祉課～市役所低層棟1階 ☎65-4147 FAX 23-0179</p>

3 とかち広域消防局メール119番通報システム

<p>音声による119番通報が困難な方が、緊急通報を行う場合の補助手段として、携帯電話機等の電子メール機能を利用し消防車又は救急車を要請することができるシステムです。</p>	
1. 対象者	<p>十勝管内に居住し、聴覚、音声・言語機能又はそしゃく機能の身体障害者手帳の交付を受けている方。利用にはあらかじめ登録が必要です。</p>
2. 申請先	<p>とかち広域消防局～情報指令課 ☎26-9126 FAX 22-9119 ※帯広消防署又は各出張所でも受付を行っています。</p>

4 災害時要援護者登録

<p>災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者の方に、地域の方々に見守っていただく体制を整え、安否確認や避難誘導などの支援をいただくものです。</p>	
1. 対象者	<p>① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方</p> <p>② その他、療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けている方 等</p> <p>※在宅で、避難することに支障がある方はどなたでも登録申請することができます。</p>
2. 手続き方法	<p>申請書に必要事項を記入・押印のうえ、(市)総務課に郵送又は持参ください。申請書は市役所のほかにもコミセン、川西・大正支所に用意しているほか、市のホームページからダウンロードできます。</p>
3. 支援者	<p>・各地域の「個別計画作成協議会」で協議され、地域支援者が決まります。</p> <p>・災害時は地域支援者の方も被災することがあります。この制度に登録することで災害時の支援が保証されるものではありません。</p> <p>※「個別計画作成協議会」がない地域の場合は協議会立上げ後となります。</p>
4. 手続き先	<p>(市) 総務課 防災係 ～ 市役所高層棟5階 ☎65-4103</p>